

ジクロロメタン	〇・〇〇二 mg / l 以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / l 以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / l 以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一 mg / l 以下であること。
塩素酸	〇・四 mg / l 以下であること。
臭素酸	〇・〇〇五 mg / l 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に關して、〇・一 mg / l 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に關して、〇・〇三 mg / l 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に關して、〇・一 mg / l 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に關して、〇・〇〇五 mg / l 以下であること。
陰イオン界面活性剤	〇・〇二 mg / l 以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五 mg / l 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五 mg / l 以下であること。
有機物(全有機炭素)(TOC)(の量)	〇・三 mg / l 以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	〇・五度以下であること。
アンチモン及びその化合物	〇・〇〇二 mg / l 以下であること。
ウラン及びその化合物	〇・〇〇〇二 mg / l 以下であること。
ニッケル及びその化合物	〇・〇〇二 mg / l 以下であること。
一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇〇四 mg / l 以下であること。
亜塩素酸	〇・六 mg / l 以下であること。
二酸化塩素	〇・六 mg / l 以下であること。
銀及びその化合物	〇・〇一 mg / l 以下であること。
バリウム及びその化合物	〇・〇七 mg / l 以下であること。
モリブデン及びその化合物	〇・〇〇七 mg / l 以下であること。
アクリルアミド	〇・〇〇〇〇五 mg / l 以下であること。

別表第二六価クロム化合物の項の次に次の一項を加える。

亜硝酸態窒素 〇・〇〇四 mg / l 以下であること。

別表第二二―ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の一項を加える。

一・二―ジクロロエタン 〇・〇〇〇四 mg / l 以下であること。

別表第二エヒクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の一項を加える。

エヒクロロヒドリン 〇・〇一 mg / l 以下であること。

別表第二二―四―トルエンジアミンの項及び二・六―トルエンジアミンの項を削る。

別表第二―スチレンの項、一・二―ブタジエンの項及び一・三―ブタジエンの項を削り、同表 N―ジメチルアニリンの項の次に次の五項を加える。

スチレン 〇・〇〇二 mg / l 以下であること。

二・四―トルエンジアミン 〇・〇〇二 mg / l 以下であること。

二・六―トルエンジアミン 〇・〇〇一 mg / l 以下であること。

一・二―ブタジエン 〇・〇〇一 mg / l 以下であること。

一・三―ブタジエン 〇・〇〇一 mg / l 以下であること。

(建築物における衛生的環境の確保に關する法律施行規則の一部改正)

第五条 建築物における衛生的環境の確保に關する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中、「十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項」を、「九の項、十一の項、三十一の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号ロ中、「九の項、二十の項から三十の項」を、「十の項、二十一の項から三十一の項」に改め、同項第四号ロ中、「十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項」を、「九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号ハ中、「九の項、二十の項から三十の項」を、「十の項、二十一の項から三十一の項」に改め、同号ニ中、「十三の項、十五の項から十九の項及び四十四の項」を、「十四の項、十六の項から二十の項及び四十五の項」に改め、同項第六号中、「中欄」を、「下欄」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に關する省令第二條第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。)であつて、第四条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一條第十七号八に規定する基準に適合しないものについては、当該資機材等の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。